

令和6年4月25日

各居宅介護支援事業所 御中
各地域包括支援センター 御中

栗東市 長寿福祉課

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の取り扱いについて

日頃は、本市介護保険事業にご理解いただきありがとうございます。

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書及び介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下、「届出書」という）につきまして、介護保険のサービス提供開始日以降に届出書の提出が散見されている実情があります。本来、届出書の提出につきましては、介護保険のサービス提供前にあらかじめ提出し、償還払いを現物給付とするものであります。しかしながら、新規申請等で暫定ケアプランを作成する場合等では、届出の取り扱いについて周知・統一できていなかったことから以下のとおり届出書提出の取り扱いを整理しました。

つきましては、令和6年4月25日より当通知による取り扱いにて対応をお願い致します。

記

1. 届出書の取り扱いについて

原則、サービス利用開始日までに届出書を提出してください。適用開始年月日は、栗東市長寿福祉課への提出日以降の日付を有効期間として取り扱います。（※郵送での提出の場合、消印有効とします。）適用開始年月日の遡りはできません。

ただし、下記の2.（1）～（3）の場合については、遡及して取り扱います。

2. 提出日を遡及して取り扱う場合

- （1）閉庁日（土・日・祝・年末年始）付の提出分は、翌開庁日に提出されれば、遡及して取り扱います。
- （2）「4. 見込みと異なる認定結果が出た場合の取り扱い」に該当する場合
- （3）居宅介護支援事業所の選定が間に合わない場合。

※遡及日が二週間を超える見込みの場合は、事前に介護保険係に連絡ください。

3. サービス先行利用がある場合の届出の取り扱い

暫定ケアプランにより認定結果判明までにサービス提供を行う場合には、暫定ケアプランで見込んでいる要介護度等をもとに、サービス開始までに届出書の提出を行ってください。届出書を提出する際に、届出書の暫定プランを作成しているかのチェックボックスに「☒（チェック）」を入れてください。

※遡及の取り扱いについては、上記の1及び2のとおりとなります。

4. 見込みと異なる認定結果が出た場合の取り扱い【注意】

(1) 見込みと異なる認定結果が出た場合、暫定ケアプランを遡及対象としますので、下記のとおり取り扱ってください。

① 要介護見込みで居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書が提出済みの場合

・認定結果 → 要支援

認定結果判明後、二週間以内（起算日は認定審査会の日）に介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出を行ってください。なお、届出書の「変更年月日」欄には暫定サービス開始日を記入し、「事業所を変更する場合の事由等」の欄に遡及である旨を記入してください。

② 要支援見込みで介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書が提出済みの場合

・認定結果 → 要介護

認定結果判明後、二週間以内（起算日は認定審査会の日）に居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出を行ってください。なお、届出書の「変更年月日」欄には暫定サービス開始日を記入し、「事業所を変更する場合の事由等」の欄に遡及である旨を記入してください。

※居宅介護支援事業所の選定に時間を要する等、二週間以内に提出できない場合は、事前に介護保険係に連絡ください。

5. 留意事項

○本市では利用者の利便性を鑑み、給付制限以外の償還払いは原則行っておりません。

○認定結果が要介護もしくは要支援のどちらになっても給付が受けられるよう、介護・予防両方の指定を受けているサービス事業者を暫定ケアプランに含めてください。

○認定結果が非該当となった場合、または暫定ケアプランに設定した要介護度等よりも低くなる場合があります。介護サービスに要する費用の全部または一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者や家族に十分な説明を行ってください。

○要介護等認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合にあっても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）に定められた一連の業務を行ってください。

※一連の業務：アセスメント⇒居宅サービス計画書原案の作成⇒サービス担当者会議⇒居宅サービス計画書の完成、利用者・家族の同意⇒サービスの提供⇒モニタリング

F A Q

1. 本届出書の取り扱いの通知による取り扱いができなかった場合はどうすればよいか。

市役所内で協議する必要があるため、速やかに介護保険係に連絡してください。その際、必要書類を指示いたしますので、それらの書類を提出してください。遡りを認める、自己作成扱いにする及び全額自己負担とする等を検討します。

2. 暫定プランが作成できなかったことにより、事業所として何か影響があるか。

認定が判明する前に介護保険のサービスを入れる場合は、どのような場合であっても暫定プランが必要です。保険での給付である以上、ご本人・ご家族・ケアマネジャーの都合だけではなく、そのサービスを導入する根拠を明確にしたものが必要となります。そのため、暫定ケアプランがない場合、サービス担当者会議や利用者の居宅訪問未実施等と同様に運営基準減算（居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない）となる場合があります。利用者が全額負担する場合等、様々な影響が考えられますので、ケアプランは必ず作成してください。

3. この通知によりサービス提供までの一連の業務について何か変更点はあるのか。

本通知は、「栗東市における届出書、暫定プランの取扱い」を定めて、取扱いを周知、統一しようとするものです。

サービス利用に至るまでの一連の業務についてはこれまでどおり遂行されていることを前提としていますので混同されないようご注意ください。